

平成 26 年 2 月吉日

お客様各位

株式会社 S-FIT

改正消費税法対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃は格別のご愛顧を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 8 月に成立しました改正消費税法への弊社サービスの対応につきまして以下の通りご案内申し上げます。

ご一読いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

平成 25 年 8 月に成立しました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」）に基づく消費税率の改定が正式に閣議決定され、平成 26 年 4 月 1 日以降に係る部分の料金については、改正消費税法及び締結済みの契約に基づき、新税率で計算した消費税額を合わせてご請求させていただきます。

何卒ご理解下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

尚、本件に関して、ご質問並びにご意見等がございましたら、弊社担当者宛にご連絡ください。

今後も引き続きご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

以上